

平成二十一年厚生労働省令第九十六号

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・  
証明事業の認定に関する省令  
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八  
十三号）第四十五条の規定に基づき、手話通訳を行  
う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に  
関する省令を次のように定める。

**第一条** この省令は、聴覚、言語機能又は音声機  
能の障害のため、音声言語により意思疎通を図  
ることに支障がある身体障害者（以下「聴覚障  
害者等」という。）とその他の者との間の意思  
疎通の確立に必要とされる手話通訳（手話によ  
り聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介  
することをいう。以下同じ。）を行う者の手話  
通訳に関する知識及び技能（以下「手話通訳技  
能」という。）についての審査・証明（以下  
「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・  
証明事業」という。）の認定に關し必要な事項  
を定めることにより、手話通訳技能の向上を図  
るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信  
頼を高め、聴覚障害者等の社会参加を促進し、  
併せて手話の発展を図るとともに、身体障害者  
(認定)

**第二条** 厚生労働大臣は、審査・証明事業であつ  
て、手話通訳技能の向上を図り、手話通訳を行  
う者に対する社会的信頼を高める上で奨励すべ  
きものを、次条に規定する基準により認定す  
る。

**第三条** 審査・証明事業の認定の基準は、次のと  
おりとする。

一 番查・証明事業を実施する者が、一般社団  
法人若しくは一般財團法人又は社会福祉法  
(昭和二十六年法律第四十五号) 第二十二条に  
規定する社会福祉法人（以下「一般社団法  
人等」という。）であつて、次に掲げる要件  
を満たすものであること。

イ 聽覚障害者等の福祉の増進に積極的に寄  
与し、かつ、審査・証明事業を実施する者  
としてふさわしいものであること。

ロ その役員の構成が審査・証明事業の公正  
な実施に支障を及ぼすおそれがないもので  
あること。

ハ 審査・証明事業以外の業務を行つてゐる  
場合には、その業務を行うことによつて審  
査・証明事業が不公正に実施されるおそ  
がるものであること。

二 審査・証明事業を的確かつ円滑に実施す  
るために必要な経理的基礎及び事務的能力  
を有するものであること。

二 審査・証明事業が十分な社会的信用を得ら  
れる見込みを有するものであること。

三 審査等が試験及び登録により行われるもの  
であること。

四 試験が全国的規模で毎年一回以上行われる  
ものであること。

五 審査等の対象となる手話通訳技能の水準に  
ついての審査の基準（以下「審査基準」とい  
う。）、試験の実施の回数、時期及び場所並び  
に試験問題の水準及び合格者の判定方法その  
他試験の実施方法が適切なものであること。

六 審査・証明事業を実施する者が、試験科目  
及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施  
要領の作成並びに手話通訳技能の程度の評価  
に係る事項その他技術的事項に関する業務を  
行う場合は、試験委員に行わせるものである  
こと。

七 試験委員は、認定試験に關し高い見識を有  
する者であつて、当該技能について専門的な  
技術又は学識経験を有する者のうちから選任  
するものであること。

八 審査等の手数料に関する事項

九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

十 前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項

（厚生労働大臣の認定を受けた旨の表示）

十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

二十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

三十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

四十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

五十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

六十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

七十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十一 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十二 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十三 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十四 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十五 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十六 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十七 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十八 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

八十九 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（前各号に掲げるもののほか、審査等の業務  
に關し必要な事項）

九十 審査等の業務に關する帳簿及びその保存に  
關する事項

（

報告をせず、又は虚偽の書類の提出若しくは  
 報告をしたとき。  
 (認定等の告示)

**第十三條** 厚生労働大臣は、第二条の規定により  
 認定をしたときは、認定法人の名称及び住所並  
 びに当該認定法人が実施する審査・証明事業の  
 名称その他必要な事項を官報で告示する。これ  
 らの事項の変更について第六条第一項の規定に  
 より承認をし、又は同条第二項の規定により変  
 更届出書を受理したときも 同様とする。

**2**  
 厚生労働大臣は、第十条の規定により廃止届  
 出書を受理したとき又は第十二条の規定により  
 認定を取り消したときは、その旨を官報で告示  
 する。

### 附 則

#### (施行期日)

**第一条** この省令は、平成二十一年四月一日から  
 施行する。

#### (経過措置)

**第二条** この省令の施行前に手話通訳を行う者の  
 知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する  
 規程(平成元年厚生省告示第百八号)第二条に  
 規定する認定を受けた法人は、この省令第二条  
 に規定する認定を受けたものとみなす。